

児童手当・特例給付 現況届 記入例

5

該当する加入年金等の種類に○をつけてください。
厚生年金等(ア)に加入の場合は受給者の「健康保険証の写し」を右側枠内に貼付または同封してください。
もしくは、現況届裏面の「年金加入証明」の添付でも結構です。
※年金加入証明が必須の方もいますので、別紙案内及び現況届該当欄に記載の注意事項をご確認ください。

4

本年1月1日現在の住所が現住所と異なる場合のみ記入してください。
※上越市の方で、市外で課税されている方も課税されている市区町村名をご記入ください。

(宛先) 上越市長

2

必ず押印してください。
朱肉を使う印をお使いください。
(スタンプ印は不可)

*所得証明 提出年月日
令和 4 年 6 月 1 日

1

提出日を記入してください。

受給者	フリガナ 氏名 承諾	ジョウエイツ タロウ 上越 太郎			審査のため私及び私の配偶者の課税台帳を閲覧するのをご承諾します。
	生年月日	昭和 54 年 10 月 25 日	電話 番号	025 - 000 - 0000	本年1月1日現在の住所
	住所	上越市木田1丁目○番○号			市・区・町・村
	加入年金等の種類	<input checked="" type="radio"/> ア 厚生年金 <small>(※以下の共済組合の組合員である場合は○をつけてください。)</small> <input type="radio"/> a 私立学校教職員共済 <input type="radio"/> b 国家公務員共済 <input type="radio"/> c 地方公務員等共済 勤務先 <input type="radio"/> オ 国民年金 <input type="radio"/> カ 年金未加入 <small>(※健康保険証の写しは不要です)</small>			
加入年金等の種類	加入が公務員の場合は勤務先を記入してください。 ※健康保険証の写しを貼付(児童のものではありません)				
配偶者	配偶者の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	フリガナ 氏名	ジョウエイツ ハナコ 上越 花子	
	生年月日	昭和 56 年 5 月 13 日	配偶者が公務員の場合は勤務先	新潟県 妙高 市 区・町・村	
	住所	同上 配偶者欄の記入をお願いします。			本年1月1日現在の住所

3 該当するところに○をつけてください。変更する場合は二重線の上、空白に記入してください。

配偶者が公務員の場合は勤務先を記入してください。(非常勤職員は該当しません。)

加入年金等の種類

7

受給者からみた続柄を記入してください。

8

受給者と児童が別居の場合は、児童の住所を住所欄に記入するとともに、「別居監護・生計同一申立書」を提出してください。なお、別居監護・生計同一申立書には児童のマイナンバーの記入が必要となりますが、既にマイナンバーを記入した別居監護申立書を提出しており、その状態が継続している場合は記入不要です。

受給者が父母の場合は「同一」に、それ以外の場合は「維持」になります。

離婚前提の別居により受給をしている場合は「同居父母」に○をつけてください。その他の方は記入不要です。

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所(別居・留学の場合) ※別居監護申立書、住民票(市外の場合)を添付	監護の有無	生計関係	児童との関係で該当する場合に○印
ジョウエイツ ハナミ 上越 花見	子	平成 20・12・13	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	平成		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
ジョウエイツ ハナオ 上越 花男	子	平成 24・5・11	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	平成	妙高市栄町○番○号	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

※本年6月1日現在の状況をご記入ください。

※児童手当の対象となるのは、中学3年生まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童ですが、支給月額算定のため高校卒業相当の年齢まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童の記入が必要です。